

高松市西部クリーンセンター破砕施設運転管理業務委託仕様書（債務負担行為設定）

目次

第1章 総則（第1条－第19条）

第2章 破砕施設の管理区分及び業務の範囲（第20条・第21条）

第3章 業務実施体制、業務管理等（第22条－第31条）

第4章 業務実施要領（第32条－第40条）

第5章 業務書類等（第41条）

第6章 費用分担等（第42条－第45条）

第7章 雑則（第46条－第50条）

第1章 総則

（一般事項）

第1条 件名、履行場所及び履行期間は、次のとおりである。

（1） 件 名 高松市西部クリーンセンター破砕施設運転管理業務委託
（債務負担行為設定）

（2） 履行場所 高松市川部町930番地1
高松市西部クリーンセンターの敷地内及び搬出物指定先

（3） 履行期間 契 約 締 結 日～令和13年3月31日

履行期間の内訳

{	準 備 期 間：契 約 締 結 日～令和8年3月31日
	運 転 習 熟 期 間：令和8年3月2日～令和8年3月31日
	業 務 期 間：令和8年4月1日～令和13年3月31日

（趣旨）

第2条 本仕様書は、高松市（以下「委託者」という。）が設置する高松市西部クリーンセンター破砕施設（以下「破砕施設」という。）の運転及び維持管理業務（以下「業務」という。）を適正に遂行するために必要な事項を定めるものとする。

（業務の履行）

第3条 業務の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、破砕施設の機能が十分に発揮されるように、本仕様書に基づくほか、契約書、機器取扱説明書その他関係書類等に基づき、能率的に、経済的に、かつ、安全に業務を履行しなければならない。

（法令等の適用）

第4条 受託者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等、業務の実施に関連する法令、条例等の趣旨を十分理解し遵守するとともに、法令改正、関連通達等についても、これを遵守しなければならない。

（管理区分及び業務内容）

第5条 破砕施設における委託者及び受託者の管理区分及び業務の範囲は、次章に定める

ところによる。

(業務実施体制、業務管理等)

第6条 業務実施体制、業務管理等は、第3章に定めるところによる。

(従事者控室等の使用)

第7条 受託者は、業務の履行に必要な破砕施設の控室等（以下この条において「従事者控室等」という。）及び業務の履行に必要な破砕施設の備品（以下この条において「備品」という。）のうち委託者が認めるものを、業務期間中、無償で 사용할ことができる。ただし、使用上の管理の不備による破損、汚損等については、受託者が弁償するものとする。

2 前項の従事者控室等及び備品等は、別記第4のとおりとする。

3 従事者控室等の使用に伴う光熱水費は、委託者の負担とする。この場合において、受託者は、その節約に努めるものとする。

4 受託者は、従事者控室等を使用するときは、使用目的を記載した使用願いをあらかじめ委託者に提出し、その承諾を得なければならない。使用願いに記載した使用目的を変更する場合も、同様とする。

5 受託者は、業務期間が終了し、又は本契約の解除等が行われた場合は、遅滞なく委託者から貸与されている施設の清掃と原状回復を行い、備品等とともに返還するものとする。

(受託者の責務)

第8条 受託者は、破砕施設に搬入された破砕ごみを適正かつ効率的に処理するとともに、大気汚染、臭気、騒音、水質等の公害関係規制値を遵守し、常に適正な運転を行うものとする。

2 受託者は、作業現場の秩序を保ち、事故の防止、業務従事者の安全対策に万全を期するものとする。

(適正な雇用条件の確保)

第9条 受託者は、業務を遂行するに当たり、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）ほか労働関係法規を遵守するとともに、次に示すとおり業務従事者に係る適正な雇用条件の確保に努めなければならない。

(1) 所定労働時間については、労働基準法に基づき、業務の実施に当たっては、就労の実態を踏まえ、完全週休2日制の導入や1日の労働時間を縮減する等、法定労働時間の週40時間（特例の措置の適用を受ける事業にあつては、週44時間）を遵守すること。

(2) 雇入れの日から起算して6か月間継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した労働者に対して、最低10日の年次有給休暇を付与すること。いわゆるパートタイム労働者についても、所定労働日数に応じて年次有給休暇を付与すること。

- (3) 労働者の雇入れに当っては、賃金、労働時間その他の労働条件を明示した書面を交付すること。
- (4) 賃金は、毎月1回以上、一定の期日にその全額を直接、労働者に支払うこと。支払いの遅延等の事態が起こらないように十分配慮すること。賃金については、最低賃金法の定めるところにより最低賃金額以上の額を支払うこと。
- (5) 労働者の福祉の増進のため健康保険及び厚生年金保険は法令に従い加入すること。なお、健康保険及び厚生年金保険の適用を受けない労働者に対しても、国民健康保険及び国民年金に加入するよう指導すること。

(火災予防)

第10条 受託者は、破砕施設における火災を未然に防止するため、各箇所の火元責任者を定め、火気の正確な取扱い及び後始末を徹底させるものとする。

2 受託者は、委託者が定める防火管理規程に従わなければならない。

(盗難等の防止)

第11条 受託者は、業務場所における設備機器、工具、備品等の盗難防止及び業務場所への侵入者防止について、十分監視に努めるものとする。

(秘密等の保持)

第12条 受託者は、業務の履行上知り得た秘密事項を他に漏らしてはならない。

(従業員の規律等)

第13条 受託者は、業務を遂行するに当たり、業務従事者に、サービスの規律に関し十分な指導及び監督を行い、職場秩序の保持に努めるものとする。

2 業務従事者の服装は、業務を安全に行うことができるもので、かつ、統一され、市職員と明瞭に区別できるものとし、常に清潔に保つよう努めるものとする。

(市の施設としての役割)

第14条 受託者は、市の施設であることを十分理解し、周辺住民との調和を図り、市の施設としての信用を失墜させることのないよう管理しなければならない。

(業務の調査等)

第15条 委託者は、必要と認めるときは、受託者の業務の実施状況について、実地に調査し、又は受託者に報告を求めることができる。

2 受託者は、前項の調査又は報告を求められた場合、誠実に協力するものとする。

(契約の解除)

第16条 受託者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第4条第1号から第3号までに定める基準に適合しなくなったときは、同条第8号に基づく契約解除条項により、委託者において本契約を解除することができるものとする。

(業務の引継ぎ)

第17条 受託者は、契約締結の日から委託者が定める日までに、前任受託者から技術面等の引継ぎを受けることとし、これに要する費用（自己に係るものに限る。）を負担するものとする。

2 受託者は、委託者が定める日から契約期間終了の日までに、委託者又はその指定する職員の立会いの下に、運転詳細説明書（次項及び第5項に規定する運転詳細説明書をいう。）を使用して、後任受託者に技術面等の引継ぎを行うものとする。

また、本仕様書又は機器取扱説明書で定められた事項以外で、破碎施設の運転に係る留意事項等を記載した運転詳細説明書（本契約の終了又は解除後に新たに破碎施設を運転することとなる者への業務引継ぎにおいて必要となる事項として、次に掲げる事項を含む。以下「運転詳細説明書」という。）を必要部数作成し、本契約が終了するまで、破碎施設に備えておくものとする。受託者は、運転詳細説明書を作成したときは、速やかに、その写し1部を添えて、委託者にその旨を通知するものとする。

（1） 運転したときの機能の発揮状況（機器取扱説明書に定められた性能との差異のうち、運転に支障を及ぼすもの）

（2） 諸機械の振動、異音等の状況

（3） 計装設備の調節状況

（4） 運転上の特別な操作

（5） その他留意事項

3 委託者は、いつでも、破碎施設において運転詳細説明書を閲覧し、また、受託者に対し運転詳細説明書の内容の説明を求めることができる。

4 受託者は、必要に応じて、運転詳細説明書の内容を変更するものとする。受託者は、運転詳細説明書の内容を変更したときは、速やかに、変更後の運転詳細説明書の写し1部を添えて、委託者にその旨及び変更内容を通知するものとする。

第18条 受託者は、前条第2項に規定する引継ぎ後においても、同項の運転詳細説明書に記載された事項以外の事項について、委託者又は後任受託者から説明請求があったときは、これに応じなければならない。

2 前項の規定は、契約期間の終了後においても適用があるものとする。

（検査の実施）

第19条 受託者は、当月の業務が完了したときは、業務完了届を、委託者が指定する日までに、委託者に提出しなければならない。

2 委託者又は検収員は、実地に、及び次に掲げる書類等に基づき、受託者の履行内容を確認するための必要な検査を行うものとする。

（1） 第41条の規定その他本仕様書及び契約書の規定により受託者から提出を受けた書類

（2） 委託者又は監督職員の指示により受託者から提出を受けた書類

第2章 破碎施設の管理区分及び業務の範囲

(破碎施設の管理区分)

第20条 破碎施設の設備等であつて、焼却施設と関連するものの管理責任の分界は、次のとおりとする。

- (1) 電力関係の設備は、高圧受電盤引込開閉器入口以降とする。
- (2) 水道及びプラント用水関係の設備は、焼却施設分岐メーター以降とする。
- (3) 蒸気系統の設備は、焼却施設3階余熱利用室の高圧蒸気だめバルブ出口以降とする。
- (4) 重油関係の設備は、重油ポンプ以降とする。
- (5) 生活排水は、焼却施設生活排水系原水槽入口までとする。
- (6) プラント排水は、焼却施設有機系原水槽及びごみピット排水貯留槽入口までとする。
- (7) クーリングタワーブロー水は、焼却施設無機系原水槽入口までとする。
- (8) 防災設備、放送設備、テレビモニター等の計装設備は、破碎施設建物の出口までとする。
- (9) 非常用保安動力は、破碎施設引き込み開閉器以降とする。
- (10) 建物外部の管理は、破碎施設敷地境界とする。
- (11) 破碎処理後の可燃物は、焼却施設のごみピットへの投入までとする。

(業務の範囲)

第21条 業務の範囲は次のとおりとし、業務対象の主要設備等は別記第1のとおりとする。ただし、別記第2に掲げる業務は委託者が実施するものとする。

- (1) 破碎ごみ受入業務（プラットホーム）
- (2) 各設備の運転・監視業務
- (3) 各設備の日常点検及び定期点検業務
- (4) 各設備の保守業務
- (5) 各設備の故障発生時の応急処置等の業務
- (6) 各設備の簡易な修理、改良及び補修塗装等の業務
- (7) 各設備の設置場所、各機器類の清掃等の業務
- (8) 運転記録等の各種記録、集計及び書類の作成業務
- (9) 破碎施設の警備、防災、危険予防及び事故等の緊急時の措置等の業務
- (10) 破碎処理物（鉄、アルミ、プラスチック、不燃物等）の搬出、運搬業務
- (11) 圧縮梱包設備の運転操作並びに圧縮梱包物の搬出及び運搬業務
 - ア 圧縮梱包設備による梱包物の袋掛作業
 - イ 圧縮梱包設備からフォークリフト等による梱包物の取出し及び運搬車輛への積込

作業

ウ 圧縮梱包物の委託者指定場所への運搬作業

(12) 上記各事項の関連業務

第3章 業務実施体制、業務管理等

(業務従事者の資格基準)

第22条 業務従事者の区分並びに業務従事者に必要な資格及び能力は、次のとおりとする。

(1) 業務総括責任者

次のいずれにも該当する者を配置する。

ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第21条第3項に規定する資格（破碎・リサイクル施設技術管理士）を有すること。

イ 過去において一般廃棄物を処理する施設のうち、ごみ処理施設の運転管理業務の業務総括責任者の実務経験を1年以上有する者又は、破碎ごみ処理施設の副業務総括責任者として実務経験を1年以上有する者。

(2) 副業務総括責任者

過去において一般廃棄物を処理する施設のうち、ごみ処理施設の運転管理業務の実務経験を3年以上あり、業務総括責任者の補佐の任にある能力のある者又は、それと同等以上の知識経験を有する者を配置する。

(3) 運転保全作業員

当該業務の履行に必要な資格を有し、かつ、一般廃棄物を処理する施設のうち、ごみ処理施設の運転管理業務の実務経験を有する者のうちから、各設備、機器等の運転及び維持管理の業務に従事する者を配置する。

(4) プラットホーム作業員

プラットホームにおいて破碎ごみの受入業務に従事する。

車輛系建設機械（整地）運転技能講習を修了した者を1名以上配置する。

(5) 運転手

当該業務を履行できる必要資格を有するとともに、大型車輛及び重機械の運転操作の実務経験を有する者のうちから、搬出車輛、フォークリフト及び重機械の運転操作に従事する者を配置する。

(6) 事務員

業務を履行する上で必要な書類、帳簿類の記録整理ができる者を配置する。

(業務総括責任者)

第23条 受託者は、従業員のうちから業務総括責任者を選任する。

2 受託者は、業務総括責任者が、病気その他の事由により、長期にわたり職務の遂行が困難な場合は、新たに業務総括責任者を選任する。

(業務総括責任者の職務)

第24条 業務総括責任者の職務は、次のとおりとする。

- (1) 現場の総括責任者として、安全を確保し、破碎施設の機能を最大限に発揮させるため、常に業務従事者の指揮及び監督を行うこと。
- (2) 契約書、仕様書その他の関係書類により業務目的及び内容を十分理解し、常に業務の適正な履行に努めること。
- (3) 業務従事者の研修を行い、技術の向上及び事故の防止に努めること。
- (4) 破碎施設の機能を完全に掌握し、効果的かつ経済的に運転すること。
- (5) 破碎施設の運転状況及び管理状況を常時的確に掌握し、事故等の異常事態が発生したとき、又は発生するおそれのあるときは、応急措置を講ずるとともに、監督職員に速やかに通報し、その指示を受けること。
- (6) 監督職員との連絡を密にし、意思の疎通を図るとともに、指示事項を的確に履行するよう、業務従事者を指揮監督すること。

(副業務総括責任者)

第25条 受託者は、従業員のうちから副業務総括責任者を選任する。

- 2 副業務総括責任者は、業務総括責任者に事故があるとき、又は業務総括責任者が欠けたときは、その職務を代理する。業務総括責任者が不在の場合も、同様とする。
- 3 受託者は、副業務総括責任者が、病気その他の事由により、長期にわたり職務の遂行が困難な場合は、新たに副業務総括責任者を選任する。

(有資格者の確保)

第26条 受託者は、法令等で定めるところにより、業務の履行に必要とされる次の資格を有する者を、受託者の責任において必要人数確保し従事させるものとする。ただし、法令等の定めにより関係官公署に届出を必要とする責任者等のうち委託者側で選任するものは別記第3のとおりとする。

- (1) 破碎・リサイクル施設技術管理者
- (2) 衛生管理者又は安全衛生推進者
- (3) 電気主任技術者(第3種以上)
- (4) 危険物取扱作業主任者(甲種又は乙種第4類)
- (5) 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了者
- (6) クレーン運転免許を有する者又はクレーン運転の業務に係る特別教育修了者
- (7) アーク溶接等の業務に係る特別教育修了者
- (8) ガス溶接技能講習修了者
- (9) ボイラー技士免許(2級以上)を有する者、ボイラー取扱技能講習修了者又はボイラー特別教育修了者
- (10) フォークリフト運転技能講習修了者

- (1 1) 大型自動車運転免許を有する者
- (1 2) 車輛系建設機械（整地）運転技能講習修了者
- (1 3) 電気工事士（第 1 種又は第 2 種）
- (1 4) 玉掛技能講習修了者
- (1 5) 有機溶剤作業主任者技能講習修了者
- (1 6) 研削砥石特別教育修了者
- (1 7) 粉じん作業の業務に係る特別教育修了者
- (1 8) その他業務の履行上必要な法令等で定められた有資格者

2 前項各号に掲げる資格については、複合資格者を認める。

（業務従事者の届出）

第 2 7 条 受託者は、あらかじめ、業務従事者の氏名、業務分担等を記載した必要書類（前条の有資格者については資格免許証の写しを添付する。）を作成し、委託者に提出するものとする。業務従事者の異動等の場合も、同様とする。

（緊急事態発生時の体制）

第 2 8 条 受託者は、地震、台風、大雨、災害、重大事故等の発生に備え、業務従事者の非常呼出しの連絡体制を確立し、緊急事態発生の際は、所要の人員を直ちに現場に配置し応急措置その他適切な措置を講ずることができるよう必要な準備をしておくものとする。

2 受託者は、業務の円滑な遂行に支障がないようにバックアップ体制を確立するものとする。

（業務従事者の労務管理等）

第 2 9 条 受託者は、業務従事者の労働争議、退職、欠勤等に対処できる体制を整えておくとともに、労務管理を十分に行うものとする。

2 受託者は、業務従事者が業務に必要な知識及び技術を修得することができるように作業マニュアル等を作成し、常に指導・教育に努めるものとする。

3 受託者は、業務従事者の労務管理及び人事管理上の一切の責任を負うものとする。

（業務従事者の安全管理）

第 3 0 条 受託者は、労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令（昭和 4 7 年政令第 3 1 8 号）、労働安全衛生規則（昭和 4 7 年労働省令第 3 2 号）その他の労働災害防止に係る法令の定めるところにより、常に安全管理に必要な措置を講じ、労働災害発生の防止に努めるものとする。

2 受託者は、事故防止を図るために、運転管理業務計画において安全対策を明確にしておくものとする。

3 受託者は、業務の履行に当たり、電気、薬品類、毒性ガス、可燃性ガス等に対し、必要な安全対策を行うとともに、適切な作業方法の選択及び業務従事者の配置割当てを行

い、事故の防止に努めるものとする。

4 受託者は、破碎施設の定期補修工事等と業務遂行が隣接し、又は交錯して行われる場合は、常に相互協調して安全管理に支障がないように処置するものとする。

5 受託者は、業務を遂行するに当たり、安全管理に支障が生じたときは、直ちに必要な処置を講じ、かつ、速やかに委託者に通報するものとする。

6 委託者は、受託者から要請があった場合は、必要な安全処置を講じるものとする。

(備付書類及び帳簿の整理)

第31条 受託者は、本仕様書の他の条項に定めがあるもののほか、業務事項を明らかにするため、次に掲げる書類、帳簿等を現場に備え付け、常に整備するものとする。

(1) 契約関係書類

(2) 業務履行上必要な書類

ア 業務従事者名簿

イ 運転管理計画書(年間の運転操作及び作業計画)

ウ 緊急事態非常呼出し出勤体制及び連絡表

エ 関係官公署書類の写し

オ 施設の運転操作に関する書類

カ 運転詳細説明書

(3) その他必要書類及び帳簿

第4章 業務実施要領

(業務従事者の配置)

第32条 受託者は、業務の履行に必要な人員を確保し、各業務場所に配置するものとする。

2 破碎施設の運転時には、中央操作室の運転操作、監視等の業務を適正に履行するために必要な能力、実務経験を有する者を配置するものとする。

(破碎施設の運転時間等)

第33条 破碎施設の運転時間等は、原則として次のとおりとする。

(1) 破碎施設の運転時間は、月曜日から金曜日までとし、1日5時間を原則とする。

ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日は除く。なお、破碎可燃物の搬出方法及び搬出先については、委託者の指示により決定するものとする。

(2) 破碎処理物及び圧縮梱包物の搬出、運搬等は、月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日は除く。

(3) 破碎ごみの搬入受付時間は、原則月曜日から金曜日までにあつては午前8時30分から午後3時まで、土曜日にあつては午前8時30分から正午までとする。

- (4) 前3号の規定にかかわらず、委託者が特に必要と認めたときは、委託者の指示により実施するものとする。

(運転計画及び作業計画)

第34条 受託者は、当該月の月末までに翌月の運転計画書及び作業計画書を委託者に提出し、協議するものとする。

- 2 受託者は、運転計画・作業計画上問題が生じた場合は、速やかに、委託者に報告し協議するものとする。

(破碎ごみ受入業務)

第35条 プラットホームにおいて行う破碎ごみの受入業務は次のとおりとする。

- (1) 搬入車両のごみピットへの誘導
- (2) 搬入物の破袋検査・目視検査及び危険物、有害物、破碎不適物、小型家電品等の手作業除去
- (3) 危険物、有害物、破碎不適物、小型家電品等の搬出用コンテナ（委託者で準備）等への投入・仕分・整理・運搬（指定場所）等
- (4) 搬入物の監視、搬入者に対する指導
- (5) 一般持込者に対する搬入作業の助勢（必要に応じ）
- (6) ホイールローダによるごみピットへの破碎ごみの投入
- (7) ベッド等のマットレス解体処理
- (8) 清掃その他関連業務

- 2 破碎ごみの受入れに必要な次の車輛は、受託者がその負担により確保し、運転を行うものとする。

- (1) ホイールローダ（トラクタショベル） 容量0.6m³程度 1台

- 3 受託者が確保する前項の車両の諸経費（燃料費等）は、すべて受託者の負担とする。

(破碎処理物及び圧縮梱包物の搬出運搬)

第36条 破碎処理物の搬出・運搬は、貯留ホッパに貯留された破碎処理物を委託者が指示する場所まで運搬するものとする。また、圧縮梱包物の搬出・運搬は、梱包設備から排出される圧縮梱包物をフォークリフト等で取出し、搬出車通路に一時貯留するなどの後、運搬車輛に積込みし計量後、委託者指定処分場まで運搬し、処分場職員の指示に従い、荷下ろしを行うものとする。ただし、運搬先での引渡しに関する書類等の記入等は受託者において行い、速やかにその内容を報告するものとする。

- 2 破碎処理物及び圧縮梱包物は、破碎施設の運転に支障を来たさないよう、貯留ホッパ及び搬出車通路が満杯になる前に、速やかに搬出（指定場所）するものとする。

- 3 運搬業務完了後は、搬出車通路の清潔を保つため清掃・整理を行うものとする。

- 4 運搬に関する一切の責任は受託者が負うものとする。

- 5 破碎処理物の運搬距離は次のとおりとする。

- (1) 鉄 30km程度 (片道)
- (2) アルミ 30km程度 (片道)
- (3) プラスチック 20km程度 (片道)
- (4) 不燃物 20km程度 (片道)
- (5) 圧縮梱包物 20km程度 (片道)

6 破砕処理物の搬出運搬等に必要な次の車輛は、受託者がその負担により確保し、運転を行うものとする。

- (1) フォークリフト 0.9t級 ノーパンプタイプ 1台
- (2) フォークリフト (ロードグラブ付) 1.5t級 ノーパンプタイプ 2台
- (3) ダンプトラック

ア 10t積 4台

(嵩上げ車・積載物が飛散しないような設備上の配慮を施したもの)

イ 7t積 1台

(圧縮梱包物が6個以上平積みでフォークリフトにおいて積み込みができること。また、嵩上げ車・積載物が飛散しないような設備上の配慮を施したもの)

ダンプトラックについては、搬出物をW1.3m×L3.0mの貯留ホッパからこぼれず受けられること。また、W2.7m×L6.4mの25tトラックスケールで車両重量が量れること。

7 受託者が確保する前項の車両の諸経費 (燃料費等) は、すべて受託者の負担とする。
(各設備の点検整備等)

第37条 受託者は、事故等を防止するとともに各設備の機能の維持に資するため、日常点検・定期点検及び保守を行うものとする。

2 日常点検は、破砕施設の運転中に各設備を巡回し、異常音、異常温度、油漏れ及び作動状況等を点検し、異常を発見した場合はその都度適切な処置を講じるとともに、その経過等を記録し、委託者に報告するものとする。

3 保守は、日常点検の結果に基づき、各設備の調整及び清掃、錆止め、給油、消耗部品の交換補充、油漏れ等の防止、破損部品及び摩耗部品の取替えを行うとともに、その経過等を記録し、委託者に報告するものとする。

4 定期点検は、次に掲げる項目について計画的に実施し、その経過を記録し、その結果を委託者に報告するものとする。

- (1) 破砕機のハンマー及び先端リングの摩耗測定 (4回/年)
- (2) プラスチック破砕機のカートリッジスクリーンの摩耗測定 (4回/年)
- (3) プラスチック減容機のカートリッジスクリーンの摩耗測定 (4回/年)
- (4) ごみクレーンケーブルリールブラシの摩耗測定 (2回/年)
- (5) ごみクレーン各モーターブレーキライニング (2回/年)

- (6) 破碎機用電動機ブラシ (2回/年)
 - (7) 破碎不適物除去装置 (マニピレーター) 月例点検 (6回/年)
 - (8) 破碎機保全用ホイス (1回/月)
 - (9) 選別用メンテナンスホイス (1回/月)
 - (10) 再生設備メンテナンスホイス (1回/月)
 - (11) その他必要と認められる機器及び設備 (必要回数)
- 5 通常運転日において、運転することができない日が生じた場合の日常点検・保守・作業については、委託者と協議の上、実施するものとする。
- (小修繕、工作及び塗装)

第38条 受託者は、各設備の点検により異常を発見した箇所又は事故等により破損した箇所のうち、現場で修理可能なものについては、委託者に報告の上、修繕するものとする。ただし、緊急を要する場合は、応急措置を行うとともに委託者に報告し、指示を受けるものとする。

- 2 不備な設備、安全対策用設備等の軽易な設置、修繕、改良、及び各機器の消耗品の交換、調整については、委託者との協議を経て、又は委託者の承諾を得て、実施するものとする。
 - 3 各設備類の錆発生防止及び美観のため、塗装が剥がれ錆が発生している場合は、その機器等に適した塗料により塗装するものとする。
 - 4 受託者は、法令の定めるところにより資格を必要とする作業を行う場合、当該資格を有する者を従事させなければならない。
- (清掃作業)

第39条 受託者は、自己が管理するとされた区域の日常清掃業務を行うものとし、作業は、次項の基準に従って、効率的かつ迅速に行うものとする。

- 2 清掃方法、箇所、頻度等の基準については、別表第1のとおりとする。
- (日曜日、夜間等の保安管理)

第40条 業務を必要としない日曜日、夜間、祝日等の防災、防犯等の最小限の保安管理は委託者が実施するものとする。

- 2 受託者は、破碎施設の保安管理上必要な事項は、その日の業務完了後、市職員に書類により引継を行うものとする。

第5章 業務書類等

第41条 受託者は、業務の履行に当っては、次の各号に掲げる書類を当該各号に定めるところにより、委託者に提出しなければならない。

- (1) 契約締結時に提出するもの
 - ア 業務委託着手届
- (2) 契約締結後遅滞なく提出するもの

- ア 組織表（現場管理、安全管理等）
- イ 業務総括責任者の選任届
- ウ 業務従事者名簿
- エ 有資格者名簿
- オ 業務分担、業務方法及び業務内容に関する事項を記載した書類
- カ 保安対策及び安全衛生管理に関する事項を記載した書類
- キ 緊急連絡体制に関する事項を記載した書類
- ク 緊急事態発生時における、業務の履行確保のバックアップ体制に関する事項を記載した書類
- ケ 施設、使用物件等の管理に関する事項を記載した書類
- コ その他運転委託業務に必要なものとして委託者がその都度指示した書類
- サ 従事者控室等の使用願
- シ 備品、工具類の使用願
- ス 運転日報、運転月報、業務日誌等業務に使用する書類
- セ 保守点検整備の計画表
- ソ その他必要書類
- (3) 契約締結後 1 月以内に提出するもの
 - ア 器具等借受台帳
- (4) 契約締結業務開始前までに提出するもの（変更のあった場合）
 - ア 運転管理業務引継確認書（前任受託者と後任委託者との技術面等の引継に関するもの）
- (5) 破砕機運転日又は出勤日（搬入日）の原則翌日に提出するもの（別表第 2）
 - ア 運転日報
 - イ 業務日誌
 - ウ 梱包機運転日誌
 - エ 破砕ごみピットの状態を記録した書類
 - オ 終業・退場時確認日報
 - カ 巡回点検表
 - キ 搬入状況調査表
 - ク 電気工作物日常点検表
 - ケ 鉄・アルミ搬出記録書
 - コ 鉄（破砕処理後）計量表
 - サ アルミ（破砕処理後）計量表
 - シ 鉄（破砕不適物）計量表
 - ス 引継日誌

- セ 休日前保安チェック表
- (6) 毎月委託者が指定する日までに、提出するもの（別表第3）
 - ア 業務完了届
 - イ 運転月報（搬入・搬出）
 - ウ 破砕施設運転計画表・運転パターン計画表
 - エ 破砕ごみ搬入状況調査
 - オ マニピレータ月例検査リスト
 - カ 清掃実施記録
- (7) 毎年委託者が指定する日までに、提出するもの（別表第4）
 - ア 運転年報（搬入・搬出）
 - イ 年度別運転実績表
 - ウ 潤滑油交換・在庫リスト
 - エ 搬入台数・搬入量統計表
 - オ 工場蒸気・ボイラー蒸気使用日数集計表
 - カ 可燃ガス警報（停止）年報
 - キ プラント排水発生量統計
- (8) 必要に応じその都度提出するもの
 - ア 各種業務計画書
 - イ 各種業務報告書
 - ウ 各種業務点検表
 - エ 物品支給願い及び受領書
 - オ その他必要なもの
- 2 各種提出書類の様式は、必要に応じ委託者が指示するものとする。
- 3 受託者は、施設、設備、備品等に変更が生じた場合は、委託者の指示により、必要に応じ各種書類の様式を訂正するものとする。

第6章 費用分担等

（委託者が負担する経費）

第42条 業務履行上必要とする次の各号に掲げる使用量及び数量を受託者は管理し、経費は、委託者が負担する。この場合において、受託者は、当該各号（第1号及び第4号を除く。）に掲げる物品の受払いについて文書に記録し、これを保存するものとする。

- (1) 光熱水費
- (2) 潤滑油
- (3) 工業薬品類
- (4) ボイラーの燃料
- (5) 部品等（設備機器等に使用している消耗部品、小修理等に必要な材料等）

(6) データ処理設備等の機器類専用の記録用紙類

2 受託者は、前項(第1号及び第4号を除く。)の物品を受領の際に、委託者に受領書を提出するものとする。

(備品、工具等の負担)

第43条 業務履行に必要な破砕不適物除去装置の燃料、備品、工具等の負担区分は次のとおりとする。

(1) 破砕不適物除去装置の燃料費は、受託者の負担とする。

(2) 委託者が無償で貸与する備品、工具等の主なものは別記第4の第2項のとおりとする。

(3) 委託者が貸与するもの以外の、次のものは受託者の負担とする。

ア 受託者が専ら使用する什器、備品及び事務用機器類、受託者が使用する電話料金、インターネット等の接続料金、従業員の衣服等

イ 安全対策器具及び清掃用具(ほうき、洗剤、ワックス等)

ウ 工具類(スパナ、ドライバー、ペンチ、テスター等)及び作業用機材(ほうき、棒ずり、鎌、スコップ等)

エ 消耗品類(ウエス、番線、テープ類等で、機器等に使用するランプ、ヒューズ等を除く。)

オ 事務用品(筆記用具、ノート等)

カ 衛生用品(石鹼、消毒剤、救急薬品、トイレトペーパー等)

2 受託者は、前項第2号に規定する備品、工具等を使用するときは、あらかじめ委託者に使用願を提出し、その承諾を得なければならない。

3 受託者は、前項に規定する貸与品について台帳を作成し、その保管状況を常に把握し破損、盗難又は紛失があった場合は、委託者に報告するとともに受託者が弁償するものとする。

(損害賠償の範囲)

第44条 受託者は、業務の履行に関し、受託者の責めに帰すべき事由により生じた施設、設備、機器等(以下「施設、設備等」という。)の毀損その他の損害、及び業務の履行に当たり第三者に損害を与えた場合に対する補償等は、すべて受託者の負担としてその責めを負うものとする。その際、長期の施設稼働ができない場合は、委託料についても協議するものとする。ただし、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、騒乱、暴動その他自然的又は受託者の責め以外による人為的な事象によって生じた施設、設備等の損害については、受託者は一切の責任がないものとする。

(従業員用駐車場)

第45条 業務従事者用駐車場は、受託者において確保するものとする。

第7章 雑則

(無断使用の禁止)

第46条 受託者は、委託者の許可なく破砕施設内の土地、建物及び備品を使用してはならない。また、委託者が管理する一切の物を破砕施設外に持ち出してはならない。

(施設の改善要望)

第47条 受託者は、業務を実施する上で受託者の責めに帰することができない理由により、施設、設備等に支障がある場合は、委託者に対し、その改善を求めることができる。

2 受託者は、施設、設備等の改善要求を行う場合は、次の事項を明らかにした改善要求書を提出しなければならない。

(1) 改善が必要な理由

(2) 正常な運転業務を行ってきた証拠

(3) 必要な改善措置案

3 委託者は、受託者からの改善要望に基づき、両者で協議を行い、必要に応じ適切な措置を講ずるものとする。

(個人情報の取扱)

第48条 委託者及び受託者は、この契約による事務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、高松市が定める「個人情報取扱特記事項」を遵守し、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(疑義の解釈)

第49条 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書の条項に疑義を生じた場合は、委託者と受託者が協議して決定するものとする。

(不当要求行為を受けた場合の措置)

第50条 受託者は、この契約の履行に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 暴力団等から不当要求行為を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに市に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

(2) 暴力団等から不当要求行為による被害を受けた場合は、速やかに市に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。

(3) この契約について下請業者又は再委託業者がある場合においては、当該業者が暴力団等から不当要求行為を受け、又は不当要求行為による被害を受けた場合は、受託者に報告するよう当該業者を指導し、その報告を受けたときは、委託者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 暴力団等 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）、暴力団関係者（暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号

において同じ。)又は暴力団員以外の者で、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同法第2条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。)その他不当要求行為を行う全ての者をいう。

(2) 不当要求行為 不当又は違法な要求その他この契約の適正な履行を妨げる一切の不当又は違法な行為をいう。

別記第1（第21条関係）

1 破砕施設の概要

（1）施設規模

建築面積 約2,640㎡、鉄筋コンクリート造及び鉄骨造地下1階・地上4階

（2）施設の能力

回転式破砕機 100トン／5h 1基

5種選別（鉄、アルミ、プラスチック、不燃物、可燃物）

（3）稼働開始

平成9年3月

（4）処理の概要

年間処理量（実績）

（単位 t）

区分			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
破砕機処理量			8, 505	7, 700	7, 700	7, 700	7, 387
破砕ごみ搬入量			8, 917	8, 150	8, 335	8, 017	7, 840
破 砕 ご み 受 入 量	直接ピット投入量		4, 206	3, 556	3, 397	3, 233	2, 929
	プラットホームで選別した量		4, 711	4, 594	4, 938	4, 783	4, 911
破 砕 処 理 物 発 生 量	鉄		763	687	657	603	584
	アルミ		63	62	63	56	58
	プラスチック		680	593	629	504	533
	不燃物		1, 711	1, 564	1, 538	1, 452	1, 551
	可燃物	圧縮梱包物※ ¹	441	499	474	448	456
		破砕可燃物※ ²	4, 847	4, 295	4, 415	4, 263	4, 204

※1 圧縮梱包物の形状は、縦1m×横1.4m×高さ1m、重量約400kg／個で、ビニール袋及びPPバンドで梱包する。

※2 破砕可燃物は、施設内のベルトコンベヤで焼却施設のごみピットに搬送する。

注）令和6年度の搬入・処理量の減は、コンベヤ火災による処理停止の影響。

2 受入供給設備

（1）ダンピングボックス（キャタピラ式） 1基

（2）ごみクレーン（ポリップ式クラブバケット付天井走行クレーン） 1基
（予備バケット 1基）

（3）受入ホッパ（鋼板溶接製逆角錐型） 1基

（4）受入供給コンベヤ（エプロンコンベヤ） 1基

（5）破砕不適物除去装置（自走式掴み装置）（リース車両） 1基

3 破砕設備

(1)	破砕機（横型回転式衝撃せん断併用型）	1 基
(2)	供給フィーダ（油圧加圧式キャタピラ型フィーダ）	1 基
(3)	破砕機用油圧ユニット（定置式油圧ユニット）	1 基
(4)	破砕機保全用ホイス（電動横行、走行、巻上式）	1 基
(5)	防爆用送風機（片吸込ターボファン）	1 基
(6)	破砕機室排風機（片吸込シロッコファン）	1 基
(7)	ボイラーユニット（貫流式ボイラー）	2 基
(8)	防爆用集じんタンク（直接接触水封密閉構造タンク）	1 基
(9)	防爆用排風機（片吸込ターボファン）	1 基
4 搬送設備		
(1)	排出コンベヤ（密閉トラフ形振動コンベヤ）	1 基
(2)	No. 1 破砕物搬送コンベヤ（波さん式急傾斜ベルトコンベヤ）	1 基
(3)	No. 2 破砕物搬送コンベヤ（ベルトコンベヤ）	1 基
(4)	アルミ選別機投入コンベヤ（ベルトコンベヤ）	1 基
(5)	可燃物搬送コンベヤ（No. 1、No. 2、No. 3、No. 4、No. 5）（ベルトコンベヤ）	各 1 基
(6)	No. 1 プラスチック類搬送コンベヤ（ベルトコンベヤ）	1 基
(7)	No. 2 プラスチック類搬送コンベヤ（波さん式急傾斜ベルトコンベヤ）	1 基
(8)	鉄類搬送コンベヤ（No. 1、No. 2）（ベルトコンベヤ）	各 1 基
(9)	不燃物搬送コンベヤ（No. 1、No. 2）（ベルトコンベヤ）	各 1 基
(10)	破砕処理物搬送コンベヤ（No. 1、No. 2）（ベルトコンベヤ）	各 1 基
5 選別設備		
(1)	磁選機（吊下式電磁永磁併用式）	1 基
(2)	粒度選別機（回転ふるい（トロンメル））	1 基
(3)	プラスチック風力選別機（No. 1、No. 2）（横型風力選別機）	各 1 基
(4)	プラスチック選別系送風機（マイルドファン）	1 基
(5)	プラスチック選別系サイクロン（サイクロン式）	1 基
(6)	プラスチック選別系バグフィルタ（自動払落し方式）	1 基
(7)	プラスチック選別系排風機（片吸込ターボファン）	1 基
(8)	アルミ選別機（永久磁石回転ドラム式）	1 基
(9)	風力選別機（縦型風力選別機）	1 基
(10)	選別用送風機（マイルドファン）	1 基
(11)	選別用メンテナンスホイス（電動横行巻上式）	1 基
6 再生設備		
(1)	プラスチック破砕機（2 軸スクルー押出式）	1 基
(2)	定量供給装置（鋼板製）	2 基

(3)	プラスチック減容機（2軸スクリープ押し出式）	2基
(4)	脱臭装置（角型横層式固定床 活性炭式脱臭吸着塔）	1基
(5)	メンテナンスホイスト（電動巻上式（手動鎖トロリー付））	5基
7 貯留・搬出設備		
(1)	鉄貯留ホッパ（No.1、No.2、No.3）（鋼板溶接製角型ホッパ）	3基
(2)	不燃物貯留ホッパ（No.1、No.2）（鋼板溶接製角型ホッパ）	2基
(3)	アルミ貯留ホッパ（鋼板溶接製角型ホッパ）	1基
(4)	プラスチック貯留ホッパ（鋼板溶接製角型ホッパ）	1基
(5)	ホッパ開閉用油圧ユニット（定置式油圧ユニット）	1基
8 集じん設備		
(1)	サイクロン（サイクロン式）	1基
(2)	バグフィルタ（自動払落し式）	1基
(3)	排風機（片吸込ターボファン）	1基
(4)	除じん機（ロールフィルタ巻取式）	2基
9 給水設備		
(1)	プラント給水ポンプ（横軸渦巻ポンプ）	2基（うち予備1基）
(2)	機器冷却水ポンプ（横軸渦巻ポンプ）	2基（うち予備1基）
(3)	冷却塔（低騒音形クーリングタワー）	1基
10 排水処理設備		
(1)	排水ポンプ（汚水用水中ポンプ）	4基（うち予備2基）
(2)	排水移送ポンプ（汚水用水中ポンプ）	2基（うち予備1基）
11 電気設備		
(1)	破碎設備用受電盤（閉鎖垂直自立形）	1面
(2)	高圧配電盤（閉鎖垂直自立形）	2面
(3)	高圧電動機盤（閉鎖垂直自立形）	1面
(4)	進相コンデンサ盤（閉鎖垂直自立形）	2面
(5)	プラント動力変圧器盤（閉鎖垂直自立形）	1面
(6)	建築動力変圧器盤（閉鎖垂直自立形）	1面
(7)	照明変圧器盤（閉鎖垂直自立形）	1面
(8)	破碎機用電動機始動制御盤（屋内閉鎖垂直自立形）	1面
(9)	低圧動力盤（屋内閉鎖垂直自立形（電磁集合形））	1面
(10)	現場制御盤（ホッパ開閉用油圧ユニット用）（屋内閉鎖垂直自立形）	1面
(11)	溶接用配電盤（各機器メンテナンス用）	1式
(12)	操作卓（ホッパ開閉用油圧ユニット用）（スタンド形）	1面
(13)	直流電源装置（鋼板製閉鎖自立形）	1式

1 2 計装設備

(1) 中央監視盤（鋼板製自立形）	2 基
(2) 中央操作盤（コントロールデスク形）	2 基
(3) I T V 装置（工業用カラーテレビ）・補助カメラ	1 式
(4) データ処理装置（デスクトップ型）	1 式
(5) 工業計測器（レベル計 温度計 流量計 圧力計 火炎検知器等）	1 式
(6) ガス検知器（可燃ガス検知器）	1 基
(7) 分析計（酸素濃度計）	1 基
(8) 計装弁（調節弁・電磁弁）	1 式

1 3 雑設備

(1) 雑用空気圧縮機（スクリー式）	1 基
(2) 計装用空気圧縮機（パッケージベビコン）	2 基（うち予備 1 基）
(3) 真空掃除装置（真空式）	1 基
(4) 可搬式掃除装置（業務用クリーナ）	2 基
(5) 自動窓洗浄装置（自動窓清掃装置）	1 基
(6) 重油ポンプ（ギヤーポンプ）	2 基（うち予備 1 基）

1 4 建築設備 1 式

1 5 破碎処理物圧縮梱包設備

(1) 破碎処理物圧縮梱包機（油圧式圧縮梱包機）	1 基
--------------------------	-----

1 6 脱臭設備

(1) 脱臭装置（プラズマ脱臭方式）	1 式
(2) 調湿用ヒーター（電熱ヒーター）	1 基
(3) ミストセパレータ（三次元フィラメント構造）	1 基
(4) 脱臭装置用送風機（片吸込ターボファン）	1 基
(5) 減湿冷却設備	
ア クーリングタワー循環ポンプ（横軸片吸込渦巻ポンプ）	1 基
イ クーリングタワー（開放型冷却塔）	1 基
ウ 原ガス冷却用熱交換器（プレート式熱交換器）	1 基
エ 冷却水管理装置	1 基
(6) 消臭剤噴霧装置	1 式

別記第2（第21条関係）

委託者で実施する業務

- 1 法定点検等
 - （1） ごみクレーン定期点検（月次及び年次）
 - （2） 防災関係設備（屋内消火栓設備、自動火災報知器設備、誘導灯、消火器具、非常用放送設備等）の定期点検
 - （3） 合併浄化槽定期点検
- 2 定期点検補修工事
- 3 監視用テレビカメラ保守点検業務
- 4 プラットホーム自動扉保守点検業務
- 5 破砕不適物除去装置保守点検業務（年次点検及び月例点検 6回/年）
- 6 予備ボイラー保守点検業務
- 7 温水ヒーター保守点検業務
- 8 受水槽の定期清掃業務
- 9 エレベーター定期保守点検業務
- 10 受変電設備の月例点検、年1回のリレー試験等の業務
- 11 ごみピット火災監視装置の定期保守点検業務
- 12 植栽管理業務
- 13 各設備機器類の特殊技術、専門技術を必要とする修繕、工事等（ハンマー反転、交換等）
- 14 委託者貸与の備品等の修理
- 15 使用済み乾電池・廃バッテリー・廃タイヤの搬出（積込業務を除く）・運搬業務
- 16 可燃ガス・酸素濃度計保守点検業務
- 17 臭気測定業務
- 18 作業環境測定業務
- 19 プラント汚水集合槽清掃業務

別記第3（第26条関係）

委託者で選任する責任者

- 1 電気主任技術者

別記第4（第7条、第43条関係）

1 従事者控室等

1階 搬出車監視室、運転手控室、工作室、便所

2階 プラットホーム投入監視室、倉庫、便所

4階 事務室（受託者事務室）、食堂、休憩室、更衣室、浴室、洗濯室、便所

2 備品等

（1） 完成図書、取扱説明書、各試験成績書等業務の履行上必要とする図書類

（2） 破碎施設関係の電話設備、非常用放送設備及び消火器具

（3） 破碎施設各室の備品等

1階 玄関ホール・エレベーターホール 玄関マット、傘立て

倉庫 部品等資材収納用ロッカー、棚類

油脂・薬品庫 油脂類整理用棚類

資材予備品庫 部品等資材用収納ロッカー、棚類

4階 食堂 自動販売機

見学者ホール 見学者休憩椅子

中央操作室 操作用椅子3脚、机2脚、事務用椅子2脚

低圧及びクレーン電気室 棚類、完成図書類保管庫

（4） 工作機材、作業用機材、工具、測定器具等

①バイス収納作業台1台 ②電気溶接機1台 ③アルミ製脚立1脚 ④チェンブ
ロック2トン吊り1個 ⑤万能型掃除機2台 ⑥グリスガン1個 ⑦圧着工具1
個 ⑧アルミ製踏台1台 ⑨アルミ製2連梯子1個 ⑩バール 大・小2個 ⑪手
廻しドラムポンプ1個 ⑫ケーブルカッター1個 ⑬キャブタイヤケーブル2次
線2本 ⑭投光器2個 ⑮小型切断機 ⑯水中ポンプ1台

（5） 安全衛生器具

①換気用ファン ②換気ファン用ダクト2個 ③担架1台 ④電動送風マスク1
個 ⑤電動送風機1台 ⑥消防用ホース（40φ、15メートル）2本 ⑦消防用ノズ
ル1本 ⑧空気呼吸器1面体、空気ボンベ2台 ⑨エアラインマスク（空気清浄装
置1台）4面体

別表第1（第39条関係）

清 掃 基 準 表

清 掃 箇 所	地下1階		1 階																	2 階										
	破碎機室下部	通路	搬出車通路	搬出車監視室	運転手待機室	圧縮梱包機室	テンション装置室	ポンプ室	防爆用ボイラー室	破碎機室	油圧ユニット室	破碎機室前室	コンベヤ室	高圧電気室	油脂・薬品庫	工作室兼予備品庫	従事者控室	便所	玄関E Vホール	通路	エレベーター内	脱臭装置室	プラットホーム	投入監視室	E Vホール	便所	倉庫・前室	貯留ホッパ室	搬送コンベヤ室	
床の清掃	○	○	◎	◎	◎	◎	●	○	○	○	○	○	○	●	●	●		◎	◎	○	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	●	○	○
灰皿等の処理																														
消耗品補充入替																		※								※				
床拭き				※	※																				※	※				
衛生陶器の清掃																		◎								◎				
手洗い・流し台の清掃			※		※													◎					※			◎			※	
扉・手摺等清掃	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※
窓ガラス等清掃				△	△																				△					
床の洗淨・ワックス塗布																									□					
その他整理整頓	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※		※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※
(備考)	「清掃周期」 ◎ 毎日1回 ○ 週1回 ● 月1回 △ 6か月1回 □ 年1回 ※ 随時																													

清 掃 箇 所	2 階		3 階					4 階																					
	防爆用排風機室	破砕機用送風機室	選別機室	搬送機室	プラスチック減容機室	選別用送風機室	E V ホール	事務室(1) (市事務室)	見学者ホール	廊下・スロープ	E V ホール	便所	更衣室	浴室	洗濯室	休憩室	中央操作室	事務室(2) (受託者事務室)	低圧電気室	除じん機室	食堂	選別機室	送風機室	プラスチック破砕機室	前室	階段室	搬送コンベヤ室	階段 (弾性床材1階)	
床の清掃	○	○	○	○	○	○	◎	－	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	○	◎	○	○	○	○	○	●	○	◎
灰皿等の処理								－													◎								
消耗品補充入替								－																					
床拭き							※	－	※	※	※		※		※		※	※	※		※								
衛生陶器清掃								－				◎																	
手洗い・流し台の清掃								－				◎		◎	◎			◎			◎								
扉・手摺等清掃	※	※	※	※	※	※		－				※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	
窓ガラス等清掃						△		－						△	△	△	△				△								
床の洗浄・ワックス塗布							□	－	□	□	□		□				□	□	□		□							□	
その他整理整頓	※	※	※	※	※	※	※	－	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	
(備考)	「清掃周期」 ◎ 毎日1回 ○ 週1回 ● 月1回 △ 6か月1回 □ 年1回 ※ 随時																												

- ① 各機器類は、必要の都度実施する。
- ② 現場操作盤は、必要の都度実施する。
- ③ 電気室の配電盤等は、毎月1回以上汚れを拭き取るものとする。
- ④ 屋外（敷地内・周辺）の清掃は、必要の都度実施する。
- ⑤ 排水槽等は、必要の都度実施する。

別表第2（第41条関係）

破砕機運転日又は出勤日（搬入日）に提出するもの

帳票名	項目	記入項目	主な記入内容	備考
運転日報	運転時間			
	搬入量	直営・委託定期、直営臨時粗大、牟礼町定期、庵治町定期、国分寺町定期、高松市一般持込（有料）、高松市一般持込（無料）、許可業者、綾川町破砕、綾川町粗大	台数、重量	月累計、年累計
	搬出量	鉄、アルミ、プラスチック、不燃、可燃、梱包物（南部）、（陶）、可燃送り、破砕不適物（鉄）、（フトン等）、（埋立）	台数、重量	月累計、年累計
	ユーティリティ	電気（買電）、（発電）、重油、生活用水、プラント用水、蒸気（焼却）、（予備ボイラ）、元重油タンク残量	使用量	月累計、年累計
業務日誌	協議事項			
	業務内容	機器運転、クレーン運転、機器点検、マニユビレータ運転、ホイローダ運転、不適物除去作業、梱包機運転、搬出運搬作業	業務内容及び作業人数	
	連絡事項			
	故障等の報告と内容			
梱包機運転日誌	始業点検	全般外周目視点検、油漏・油レベル・圧力油ホース、デジタル圧力計ゼロ点確認、光電管エアパーージ（2組4ヶ所）、エアコンプレッサドレン抜き、スイッチ類、梱包バンド	目視、数値確認等	
	終業点検	機器周囲清掃、スイッチ類、梱包バンド、主ピストン用上刃、ゲート摺動部、主ピストン下部	目視等	
	運転記録		梱包個数、搬出量、残量	
	バンド交換		回数及び交換時間	
	トラブル	テープ断等のトラブル内容	時間、トラブル内容詳細、原因	
	梱包材管理	袋、バンド、テープ	在庫数、使用数、残量、及び受入数	
	ビット残の様子		平均ごみ量、見掛比重、密度、見込みごみ量数	
破砕ごみピットの状態 終業・退場時確認日報		（B1階）排出コンベヤ室、倉庫、No.1破砕物搬送コンベヤ通路	消灯及び火元確認	
		（1階）受入コンベヤ室、破砕機室、階段室、油圧ユニット室、前室、防爆用ボイラ室、機械室通路、ドレンチャーポンプ室、搬出車監視室、運転手待機室、梱包機室	消灯及び火元確認	
		（1階）破砕機室、搬出車監視室、破砕施設棟玄関、搬出通路出入口及び通用口、メンテナンス通路出入口及び通用口	施錠	
		（2階）防爆用送風機室、防爆用集塵タンク室、搬送コンベヤ室、貯留ホッパー内部、プラットホーム（ピット内部）、ごみ投入監視室	消灯及び火元確認	
		（2階）プラットホーム出入口	施錠	
		（3階）プラスチック減容機室、3階フロア	消灯及び火元確認	
		（4階）プラスチック破砕機室、プラスチック定量供給機室、No.4.5可燃物搬送コンベヤ室、4階フロア、排風機室、除塵機室、クレーン予備・バケット置場、倉庫、浴室・更衣室・洗濯室・休憩室、食堂、廊下、事務所、中央制御室・電気室	消灯及び火元確認	
		（4階）浴室・更衣室・洗濯室・休憩室、食堂、廊下、事務所	施錠	
巡回点検表	4階	ブラ選別系サイクロン	ダブルダンパー作動状況	
		磁選機	機器電流値、電磁石電圧、電流値	
		No.1破砕物搬送コンベヤ（テール側）	電流値、ごみこぼれ、音響振動	
		No.2破砕物搬送コンベヤ	ごみこぼれ、音響振動	
		粒度選別機	電流値、速度設定、音響振動	
		風力選別機	ごみ流れ音	
		冷却水管理装置・薬液注入ポンプ	薬液の吐出、音響振動、液漏れ	
		冷却水管理装置・薬液タンク	薬品残量、液漏れ	
		減湿冷却装置・クーリングタワー	水量	
		No.1ブラ風力選別機	選別状況、音響振動	
		No.2ブラ風力選別機	選別状況、音響振動	
		サイクロン	ダブルダンパー作動状況	
		バグフィルタ	差圧	
		ブラ選別系バグフィルタ	差圧	
		消臭剤噴霧装置	空気圧縮機電流・タンク残量等	
		消臭剤タンク	タンク残量・排出圧	
		ブラ選別系排風機	電流値、音響振動	
		集塵設備排風機	電流値、音響振動	
		プラスチック破砕機	電流値、二股シュート、バレルヒータ温度、音響振動	
		脱臭装置	電流値、音響振動	
		No.2プラスチック搬送コンベヤ	電流値、音響振動	
	3階	No.1定量供給機	シャフトのずれ、ホツパ内、音響振動、ごみ送り状況	
		No.2定量供給機	シャフトのずれ、ホツパ内、音響振動、ごみ送り状況	
		No.1減容機	電流値、ノズル温度、バレルヒータ温度	
		No.1定量供給機	電流値、音響振動	
		No.1カッター	電流値、音響振動	
		No.2減容機	電流値、ノズル温度、バレルヒータ温度	
		No.2定量供給機	電流値、音響振動	
		No.2カッター	電流値、音響振動	
		ブラ選別系送風機	電流値、音響振動	
		選別用送風機	電流値、音響振動	
		No.2鉄類搬送コンベヤ	電流値、ごみこぼれ、音響振動、ローラ状態	
		アルミ選別機	電流値、選別状況、音響振動、内部確認	
		No.2不燃物搬送コンベヤ	ごみ送り状況、音響振動、ローラ状態	
		No.1可燃物搬送コンベヤ	ごみ送り状況、音響振動、ローラ状態	
		アルミ選別機投入コンベヤ	ごみ送り状況、音響振動、ローラ状態	
		No.1不燃物搬送コンベヤ	ごみ送り状況、音響振動、ローラ状態	
		No.1鉄類搬送コンベヤ	電流値、ごみ送り状況、音響振動、ローラ状態	
	2階	No.1プラスチック搬送コンベヤ	電流値、ごみ送り状況、音響振動、ローラ状態	
		可燃ガスサンプリング装置	ガス流量	
		O2分析計	O2指示	
		防爆用送風機	電流値、音響振動	
		雑用空気圧縮機	電流値、吐出量、油温、冷媒圧、運転時間	
		ホツパ開閉油圧ユニット	電流値、油圧、オイルフィルタ、冷却水、油槽油量	
		計装用空気圧縮機	吐出圧、ドライヤー運転	
		消臭剤噴霧装置用空気圧縮機	吐出圧・運転時間	
		No.1破砕処理物搬送コンベヤ	ごみこぼれ、音響振動、ローラ状態	
		減湿冷却装置・クーリングタワー強制ブロー水積算計	ブロー水量	
		No.2破砕処理物搬送コンベヤ	ごみこぼれ	
		No.1鉄貯留ホツパ	音響	
		No.2鉄貯留ホツパ	音響	
		No.3鉄貯留ホツパ	音響	
		アルミ貯留ホツパ	音響	
		No.1不燃物貯留ホツパ	音響	
		No.2不燃物貯留ホツパ	音響	
		プラスチック貯留ホツパ	音響	
		集塵タンク	水位、汚れ、浮遊物	
		防爆用排風機吐出ダンパ	状態	
		防爆用排風機	電流値、音響振動	
		破砕機室排風機	電流値、音響振動	
		脱臭装置可燃ガス検知器	ガス濃度、流量	

帳票名	項目	記入項目	主な記入内容	備考
巡回点検表	2階	減湿冷却設備	循環ポンプ電流値、吐出圧、クーリングタワー電流値、ガス温度、水漏れ	
		No.2可燃物搬送コンベヤ	電流値、ごみ送り状況、音響振動、ローラ状態	
		No.3可燃物搬送コンベヤ	電流値、ごみ送り状況、音響振動、ローラ状態	
		No.4可燃物搬送コンベヤ	電流値、ごみ送り状況、音響振動、ローラ状態	
		No.5可燃物搬送コンベヤ	電流値、ごみ送り状況、音響振動、ローラ状態	
	1階	破碎機用油圧ポンプ	電流値、油温、油圧、油槽レベル	
		供給フィーダ	電流値	
		破碎機軸受	温度	
		脱臭装置	プラズマ放電、入気温度、電圧、入気湿度、送風機電流値、送風機稼働時間、放電モニタ	
		排水集合槽	水位	
		受入コンベヤ	注油量、タンク内油量	
		プラント給水ポンプ	電流値、送水圧	
		機器冷却水ポンプ	電流値、送水圧	
		プラント受水槽	ブロー状態	
		ドレンチャーポンプ	タンク圧	
		ボイラー室	一次圧、二次圧、スチームトラップ	
		No.1除塵機	電流値、音響振動	
		No.2除塵機	電流値、音響振動	
		高圧蒸気ライン	蒸気漏れ、振動、スチームトラップ	
			搬入者、車番、搬入時間、内容	
			数量	
			質問・要望等(土曜日のみ)	
			電圧、電力、電流、力率、無効電力、周波数	
			各電流、電力	
電気工作物日常点検表	不適物搬入状況			
	小型家電	携帯電話、デジカメ、ビデオカメラ		
	一般持込			
	受電盤			
	配電盤	プラント動力、建築動力、照明、進相コンデンサ、破碎機用高圧電動機盤		
	低圧盤	低圧電灯、低圧動力、低圧保安動力		
	変圧盤	プラント動力、建築動力、照明		
	巡回点検	配電盤		
		埋設ケーブル		
		計器用変圧変流器		
		断路器		
		遮断器		
		変圧器		
		進相コンデンサ		
		破碎機二次抵抗制御盤		
		蓄電池設備		
		電気フロア		
鉄アルミ搬出記録	搬出日			
	搬出記録	鉄、アルミ別	重量	
鉄計量表	計量カード			計量伝票添付
アルミ計量表	計量カード			計量伝票添付
鉄(不適物)計量表	計量カード			計量伝票添付
引継日誌	日付、退出時間			
	運転時間			
	処理量			本日計
	可燃物搬送量			本日計
	梱包数			本日計
	連絡事項			本日計
休日前保安チェック表	中央制御室	中央監視盤	警報発報、火災監視装置、計装用空気圧縮機運転確認	
		建築設備遠隔操作盤	警報発報、自動扉空気圧縮機	
		データ処理装置	プリンター	
		防災監視盤	電源、PL、警報発報	
	4階	全機停止	照明・音響・漏水・漏気、	
	3階	全機停止	照明・音響・漏水・漏気、	
	2階	計装用空気圧縮機	吐出圧、ドライヤー運転、運転時間	
		雑用空気圧縮機(停止)	運転時間	
		自動扉用空気圧縮機(待機)	運転時間	
		その他機器停止	照明・音響・漏水・漏気、	
		可燃物コンベヤライン	漏水、漏気	
			照明、漏水	
	1階	ポンプ(全機停止)	警報発報、漏水、漏気	
		ボイラー室(給湯循環ポンプ運転)	施錠確認	
		搬出通路	施錠確認	
		メンテナンス通路	施錠確認	
		電気室	警報発報	
		プラットホーム	火気、出入口施錠、信号灯、照明、音響、漏水	

※その他必要なもの

別表第3(第41条関係)

毎月提出するもの

帳票名	項目	記入項目	記入内容	備考
業務委託完了届				高松市指定様式
運転月報	搬入	直営・委託定期、直営臨時粗大、牟礼町定期、庵治町定期、国分寺町定期、高松市一般持込(有料)、高松市一般持込(無料)、許可業者、綾川町破砕、綾川町粗大	台数、重量	日別集計
	搬出	運転時間、処理量、鉄類、アルミ、プラスチック、不燃、可燃物、不適物(鉄)、(フトン等)、(埋立)、可燃送り(西部)、梱包物(南部)、(陶)、ユーティリティ電気(買電)、(発電)、重油、生活用水、プラント用水、蒸気(焼却)、(予備ボイラ)	台数、重量、使用量	日別集計
破砕施設運転作業計画	運転計画及び作業計画			
運転パターン計画表	運転計画			
破砕ごみ搬入状況調査表	不適物搬入状況		搬入台数、搬入量、不適物内容	搬入者別
マニピレータ月例検査リスト	運転時間		アワメーター	
(別表第4 ※定期点検⑦)	エンジン	本体、潤滑装置、燃料装置、冷却装置、電気装置、コンプレッサー	目視、操作、聴診、スケール等	
	走行装置	起動輪、浮動輪、上下ローラ、履帯、走行減速機	目視、テストハンマー等	
	制動	ブレーキ	目視等	
	作動装置	ブーム、アーム、バケット、リンク、ツース、ブレード、フック	目視、操作等	
	油圧装置	作動油タンク、フィルター、油圧配管、回転継手、各油圧機器、油圧シリンダ	目視、テストハンマー等	
	操作	操作レバー	目視、操作等	
	安全装置・車体関係等	下部架台フレーム、旋回フレーム、旋回ベアリング、旋回減速機、旋回ロック、レバーロック、ペダルロック、キャブ、灯火、警報、ミラー、計器、給油脂、総合テスト	目視、操作、テストハンマー等	
清掃実施記録	事務所関係	(1階)便所、玄関ホール、EV内	床清掃、整理整頓等	日別(毎日)
		(2階)便所、EVホール	床清掃、整理整頓等	日別(毎日)
		(2階)EVホール	ワックス塗布	月別(年1回)
		(3階)EVホール	床清掃、整理整頓等	日別(毎日)
		(3階)EVホール	ワックス塗布	月別(年1回)
		(4階)見学者ホール、更衣室、浴室、洗濯室、便所、休憩室、廊下・スロープ、EVホール、階段、事務所、食堂	床清掃、整理整頓等	日別(毎日)
		(4階)見学者ホール、廊下・スロープ、EVホール、階段、事務所、食堂	ワックス塗布	月別(年1回)
		(4階)浴室、洗濯室、休憩室、食堂	窓洗浄	月別(年2回)
	プロセス関係	(B1階)破砕機室下部、通路	床清掃、整理整頓等	日別(週1回)
		(1階)圧縮梱包機室、テンション装置室、ポンプ室、防爆用ボイラ室、破砕機室、油圧ユニット室、破砕機室前室、コンベヤ室、高圧電気室、油脂・薬品庫、工作室兼予備品庫、通路、脱臭装置室	床清掃、整理整頓等	日別(毎日、週1回、月1回)
		(2階)プラントホーム、投入監視室、倉庫前室、貯留ホツバ室、搬送コンベヤ室、防爆用排風機室、破砕機用送風機室	床清掃、整理整頓等	日別(毎日、週1回、月1回)
		(3階)選別機室、搬送機室、プラスチック減容機室、選別用送風機室	床清掃、整理整頓等	日別(週1回)
		(4階)中央制御室、低圧電気室、除塵機室、選別機室、排風機室、プラスチック減容機室、前室、搬送コンベヤ室、階段室	床清掃、整理整頓等	日別(毎日、週1回、月1回)
		(2階)投入監視室	窓洗浄	月別(年2回)
		(3階)選別用送風機室	窓洗浄	月別(年2回)
		(4階)中央制御室、低圧電気室	窓洗浄	月別(年2回)
		(4階)中央制御室	ワックス塗布	月別(年1回)
	搬出関係	(1階)搬出通路、搬出車監視室、運転手待機室	床清掃、整理整頓等	日別(毎日)
		(1階)搬出車監視室、運転手待機室	窓洗浄	月別(年2回)

別表第4(第41条関係)

毎年提出するもの

帳票名	項目	記入項目	記入内容	備考
運転年報	搬入・搬出	直営・委託定期、直営臨時粗大、牟礼町定期、庵治町定期、国分寺町定期、高松市一般持込(有料)、高松市一般持込(無料)、許可業者別、綾川町破碎、綾川町粗大、運転時間、処理量、鉄類、アルミ、プラスチック、不燃、可燃物、不適物(鉄)、(フトン等)、(埋立)、可燃送り(西部)、梱包物(南部)、(陶)、ユーティリティ電気(買電)、(発電)、重油、生活用水、プラント用水、蒸気(焼却)、(予備ボイラ)	台数、重量、使用量等	月別集計
年度別運転実績表	搬入・搬出	直営・委託定期、直営臨時粗大、牟礼町定期、庵治町定期、国分寺町定期、高松市一般持込(有料)、高松市一般持込(無料)、許可業者別、綾川町破碎、綾川町粗大、運転時間、処理量、鉄類、アルミ、プラスチック、不燃、可燃物、不適物(鉄)、(フトン等)、(埋立)、可燃送り(西部)、梱包物(南部)、(陶)、ユーティリティ電気(買電)、(発電)、重油、生活用水、プラント用水、蒸気(焼却)、(予備ボイラ)	台数、重量、使用量等	年度別集計過去数年分
潤滑油交換・在庫リスト	各油脂	設備名称、機器名称、台数、給油箇所名、給油箇所、給油量、交換周期、油名称、在庫数、次年度必要数		
搬入台数・搬入量統計表	月別搬入台数・搬入量			グラフ
工場蒸気・ボイラー蒸気使用日数集計表	月別使用日数			グラフ
可燃ガス警報(停止)年報	月別警報発報回数			グラフ
プラント排水発生量統計	月別発生量			グラフ

※定期点検

- ①破碎機のハンマー及び先端リングの摩耗測定(4回/年)
- ②プラスチック破碎機のカートリッジスクリューの摩耗測定(4回/年)
- ③プラスチック減容機のカートリッジスクリューの摩耗測定(4回/年)
- ④ごみクレーンケーブルリールブラシの摩耗測定(2回/年)
- ⑤ごみクレーン各モーターブレーキライニング(2回/年)
- ⑥破碎機用電動機ブラシ(2回/年)
- ⑦破碎不適物除去装置(マニピレーター)月例点検(6回/年)
- ⑧破碎機保全用ホイスト(1回/月)
- ⑨選別用メンテナンスホイスト(1回/月)
- ⑩再生設備メンテナンスホイスト(1回/月)
- ⑪その他必要と認められる機器及び設備(必要回数)